

合併処理浄化槽への 設置替えに補助金を交付します

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への設置替えをする人に補助金を交付します。

※ 新築時の浄化槽設置は補助の対象外です（詳しくは下段参照）。

▶対象者

次の全てを満たす人

- ①公共下水道整備構想区域（右図塗り込み箇所）でない地域で、合併処理浄化槽への設置替えをする人
- ②令和3年度中に設置替えを完了し、使用を開始する人
- ③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
- ④浄化槽関係法令を遵守する人

▶申請期間 4月1日(※)から令和4年3月1日(※)まで

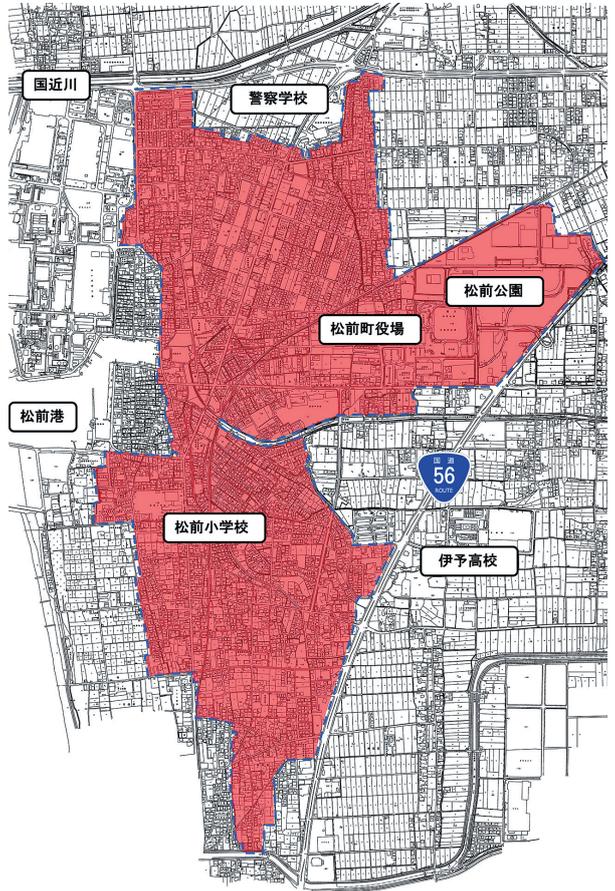
▶申請方法 申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にあります。

▶補助金額

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※国の補助制度変更により、対象者や補助金額などを変更することがあります。詳しくはお問い合わせください。

▶公共下水道整備構想区域(浄化槽補助対象外区域)



問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

令和3年度から 新築時の浄化槽設置費補助金を廃止します

松前町浄化槽設置費補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、汲み取り便槽または単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合と、新築時に合併処理浄化槽を設置する場合に補助をしてきました。

令和2年11月、町の施策を評価・検討する事務事業評価の結果、次の理由から新築時に合併処理浄化槽を設置する場合の補助金を廃止することとしました。

▶補助金の廃止理由

❶新築時には浄化槽法の規定により合併処理浄化槽の設置義務があるため、補助金の目的である公衆衛生の向

上を図ることになっていないこと。

❷県の新築分の補助については、既に平成19年に廃止されており、近隣自治体（松山市）も新築の補助を廃止していること。

❸国の方針が、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に予算を重点化していくこと。

新築時の補助金を廃止したことによる余った予算については、他の施策に有効活用していきたいと考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。